

練馬区告示第350号

介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、介護保険料決定通知書のうち送達不能なものについて、別添名簿のとおり公示送達する。

なお、納入義務者から当該通知書の交付請求があったときは、直ちに交付する。

令和8年7月6日

練馬区長 吉田 健一

[illegible]